

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 会長・副会長の互選について        |
|       | 会長に辰馬委員、副会長に中川委員を選出。 |

|       |  |
|-------|--|
| 議案第2号 | 阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）について【付議】  |
| 審議結果  | 本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出がなければ、本案を承認し都市計画の手続きを進めることと承認する。   |
| 主な意見等 | <p>生産緑地の買取り申出があった場合、市は1ヶ月以内に買取りの有無を回答しなければならない。しかしながら、財源確保等の課題があるため買取りには至っていない状況がある。今後は基金を設けるなど買取りに対応する体制を整えることが必要ではないか。</p> <p>【当局回答】生産緑地の買取りについては、基金の設置等も含めた財源確保について検討してまいります。</p> |

|       |   |
|-------|---|
| 報告第1号 | 阪神間都市計画区域区分見直し素案の閲覧結果について【報告】   |
| 主な意見等 | <p>最近、市街化区域内で土砂災害など大きな災害を引き起こした地区があり安全対策等が問題になっているが、西宮市においてそのような地区があった場合に市街化調整区域に変更するということの検討は行っているか。</p> <p>【当局回答】市街化区域内で土砂災害などの危険な区域については、国や県と連携しながら、課題に取り組んでまいります。</p> |

|       |   |
|-------|---|
| 報告第2号 | 都市計画道路網の見直しについて【報告】   |
| 主な意見等 | <p>計画の廃止によって建築制限が外れるが、その情報が住民や所有者に周知されるよう十分に広報し説明する必要がある。</p> <p>道路の計画は市の他の業務とも関連があるので、庁内関係部局間で議論を深める必要がある。</p> <p>既に良好な住宅地を形成している地域で都市計画道路の計画を存続させているが、事業化は極めて難しいと考えられる。整備の優先順位や</p> |

実現可能性も踏まえた検討が必要である。

未整備区間の事業の見通しや整備の進捗状況について市民に十分に周知する必要がある。

【当局回答】都市計画道路網の見直しについては、様々な観点から道路の必要性等について検証する必要があることから、これまでも様々な庁内関係部局と連携して検討を進めてきたが、今後も引き続き協議、検討を進めていきたい。

今回の見直しについては、事業実施の容易性よりも都市計画道路としての必要性に重きをおいて存廃の判断を行っており、今回の見直しで存続となる路線を直ちに整備することは難しいことから、本市の抱える交通課題の解消や今後の高齢化社会に対応できるよう、今後、整備の優先順位や事業費の確保等について検討していく必要がある。

また、都市計画法に基づく建築制限についても、近年の建築事情を考慮し、制限内容の緩和について検討する必要があると考えている。